

## 伊方町定住促進奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内にある空き家の有効活用を図り、転入者の定住促進と併せて、若者世代をはじめとする町内在住者の転出抑制を図るために町内に住宅を新築、購入又は増改修した場合に要した費用に対し奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思を持って居住し、住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (2) 取得 新築、建売又は中古の住宅を購入し、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき自己の所有物として登記していることをいう。
- (3) 改修 住宅を改築し、増築し、又は修繕することをいう。
- (4) 空き家バンク 町が、空き家の賃貸又は売却を希望する者から申込みを受けた物件について、居住のために空き家の利用を希望する者に紹介する制度をいう。
- (5) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する住宅をいう。
- (6) 併用住宅 同一建物に居住部分と店舗、事務所、賃貸等の部分が併存しているものをいう。

### (対象住宅)

第3条 奨励金の交付対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 居住用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住用に供されていること。
- (3) 公共事業等により移転補償、損害賠償等の補填を受けて建築又は購入した住宅でないこと。
- (4) 令和2年4月1日以降に取得又は別表に掲げる改修の契約をした住宅
- (5) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けた住宅でないこと。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、前条に規定する対象住宅を取得し、当該住宅に居住している者で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日から令和4年12月28日までの間に住宅を取得又は改修した者で定住していること。
- (2) 対象住宅の居住者について、町内に住民登録をしていること。
- (3) 対象住宅の居住者について、町税等の滞納がないこと。ただし、転入者については、転入前の町税等に滞納がないこと。
- (4) 奨励金の交付申請者本人が、対象住宅の登記名義人で所有権の5割以上を有していること。
- (5) 利用しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が伊方町暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 自治会活動及び地域活動への参画に同意すること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象住宅等の取得等に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「取得経費等」という。）の範囲内で、次に掲げる区分により算出した額の合計額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 住宅新築・購入経費 専用住宅又は併用住宅の取得等に係る取得経費等から500万円を差し引いた額に10分の1を乗じて得た額。ただし、空き家バンク利用者は120万円、自己所有地等利用者は100万円を上限とする。
  - (2) 住宅改修経費 専用住宅又は併用住宅の改修等に係る経費から100万円を差し引いた額に10分の1を乗じて得た額。ただし、空き家バンク利用者は60万円、自己所有地等利用者は50万円を上限とする。
  - (3) 家財道具搬出等経費 空き家バンクを利用して購入した家屋を、第1号又は前号の実施に伴う家財道具の搬出等に係る経費に3分の1を乗じて得た額。ただし、家財道具の搬出等に係る経費は5万円以上であるものに限り、補助金の上限は10万円とする。
- 2 奨励金の交付決定をしようとする者の前項の規定による奨励金の額(以下この項において「本来の奨励金額」という。)の合計が予算額を超えるときは、予算額を本来の奨励金額に応じて按分して得た額を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助金の対象経費は、取得経費等から控除する。
- 4 業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則として町内に事業所を有

する法人又は住所を有する個人事業主と契約を締結するものとする。

(申請受付期間)

第6条 奨励金の交付の申請受付期間は、当該年度の4月1日から12月28日までの間とする。ただし、4月1日又は12月28日が伊方町の休日を定める条例(平成17年条例第3号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、住宅の新築又は増改築の場合にあつては、当該住宅に係る工事が完了し工事費の支払い後6箇月を経過する日までに、住宅の購入の場合にあつては、当該住宅に係る購入費用を支払い後6箇月を経過する日までに、定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)により、次の書類を添えて町長に申し込まなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 平面図(増改築の場合は、その内容が分かるもの)
- (3) 領収書等支払いを証する書類の写し及びその内訳がわかるもの
- (4) 対象住宅の登記事項証明書の写し(登記簿謄本の写し)
- (5) 世帯全員の住民票(世帯主と続柄を省略しないもの)
- (6) 町税等納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む)
- (7) 取得住宅等の写真(改修の場合は、改修前と改修後)
- (8) 誓約書
- (9) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による奨励金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の支給を決定し、定住促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(審査会の設置)

第9条 町長は、奨励金の申請があつたときは、定住促進奨励金交付審査会(以下「審査会」という。)を開き、交付の可否を決定する。

2 審査会は、町長が指名した者をもって構成し、委員の数は、若干人とする。

る。

3 審査会は、年1回開催し、12月末までに申請のあったものについて審査する。

4 審査会の庶務は、総合政策課において処理する。

(奨励金の請求)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者は、定住促進奨励金請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 居住開始日から起算して5年以内に、対象住宅を売り渡したとき。

(2) 居住開始日から起算して5年以内に、交付対象者が転居したとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により、奨励金を申請したとき。

(4) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 町長は、第1項及び前項の規定により奨励金の返還を決定したときは、定住促進奨励金返還決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(現況調査)

第12条 町長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けようとする者若しくは奨励金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(適用除外)

第13条 町長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

(1) この告示の規定による奨励金の交付を受けたことのある者

(2) 住宅の取得等に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので町長が指定するものの交付を受けた者

(3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業の営業及びこれに準ずる宿泊施設の営業とみなされるもの

(4) 所有権保存又は所有権移転登記の日から6か月を超えて居住を開始

した者

- (5) 町税等を滞納している者及び町税等を滞納している同居の親族がいる者
- (6) 購入する住宅の所有者等が、世帯員の1親等以内の親族である者

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

#### 別表(第3条関係)

補助対象経費		
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等

	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事 (家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅の改修と合わせて行うものに限る。)	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	

様式第1号（第7条関係）

定住促進奨励金交付申請書

伊方町長 様

申込者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

伊方町定住促進奨励金の交付を受けたいので、伊方町定住促進奨励金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 目的 新築 購入 改修
- 3 空き家バンク利用の有無 有 無
- 4 交付対象住宅所在地 伊方町
- 5 添付書類
  - (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
  - (2) 平面図（増改築の場合は、その内容が分かるもの）
  - (3) 領収書等支払いを証する書類の写し及びその内訳がわかるもの
  - (4) 対象住宅の登記事項証明書の写し（登記簿謄本の写し）
  - (5) 世帯全員の住民票（世帯主と続柄を省略しないもの）
  - (6) 町税等納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む）
  - (7) 取得住宅等の写真（改修の場合は、改修前と改修後）
  - (8) 誓約書
  - (9) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
  - (10) その他町長が必要と認める書類

別紙

誓約書

伊方町定住促進奨励金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

- 1 申請書提出の日から5年以上伊方町内に住民票を置き（伊方町の住民基本台帳に登録されること）、生活の本拠地とすること
- 2 伊方町定住促進奨励金交付要綱第11条の規定により奨励金返還命令を受けた場合は、交付を受けた奨励金の全部又は一部について、速やかに返還すること
- 3 私及び同居する者は、伊方町暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 4 私が暴力団員等でないことについて、町が警察署に情報を提供し、照会することに同意します。

伊方町長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊞



様式第 2 号（第 8 条関係）

定住促進奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊方町長

印

年 月 日付けで申請のあった定住促進奨励金については、伊方町定住促進奨励金交付要綱第 8 条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

奨励金額

円

様式第3号（第10条関係）

定住促進奨励金請求書

年 月 日

伊方町長 様

申請人 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった伊方町定住促進奨励金について、伊方町定住促進奨励金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 金額 金 円

2. 振込先

金融機関名	
支店（所）名	
預金種別	
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人	

様式第4号（第11条関係）

定住促進奨励金返還決定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊方町長



年 月 日付けで交付決定した定住促進奨励金については、伊方町定住促進奨励金交付要綱第11条の規定により交付決定を取り消したので通知します。

また、既に交付した定住促進奨励金について、次のとおり返還を求めます。

記

1 取消しの理由

2 返還額 円

3 返還の期限 年 月 日まで